

○御殿場市立図書館条例

令和 4 年 6 月 23 日

条例第 22 号

改正 令和 6 年 9 月 9 日 条例第 18 号

御殿場市立図書館条例（昭和 56 年御殿場市条例第 28 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 10 条及び第 16 条の規定に基づき、図書館の設置及び管理等について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 市民の教育と文化の発展に寄与するため、御殿場市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 3 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとし、附属施設として、郷土資料展示室を置く。

名称	位置
御殿場市立図書館	御殿場市萩原 9 5 7 番地の 1

2 図書館に分室を置く。

3 前項の分室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富士岡地区図書館	御殿場市中山 4 3 5 番地の 1

（一部改正〔令和 6 年条例 18 号〕）

（指定管理者による管理）

第 4 条 御殿場市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、図書館（前条第 2 項に規定する分室を含む。以下同じ。）の設置の目的を達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に図書館の管理を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 法第 3 条各号に掲げる事項に関する業務
- (2) 図書館の利用及びその制限に関する業務
- (3) 図書館の施設、設備等の維持管理に関する業務

- (4) その他図書館の管理上、教育委員会が必要と認める業務
(供用日及び供用時間)

第6条 図書館の供用日及び供用時間は、次のとおりとする。

名称	供用日	供用時間
御殿場市立図書館	1月4日から12月28日まで。 ただし、毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる時は、その翌日とする。）及び特別整理期間（毎年冬季の5日間）を除く。	午前9時から午後9時まで
富士岡地区図書館	1月4日から12月28日まで。 ただし、毎週日曜日、月曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び特別整理期間（毎年冬季の5日間）を除く。	午後1時から午後5時まで

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、供用日若しくは供用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは臨時に休館することができる。

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の利用を禁止することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 管理運営上支障があると認められるとき。
- (4) その他利用が不相当と認められるとき。

(利用の承認等)

第8条 図書館の利用について、別表左欄に掲げる施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認を与えないことができる。

- (1) 施設、付属設備、展示物等を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。

(利用の承認の取消し等)

第9条 指定管理者は、前条第1項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用承認者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の利用の承認を取り消し、若しくは変更し、又は利用を停止することができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により利用の承認を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用承認者が前条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (4) 利用承認者が承認に付した条件又は指定管理者の指示に従わないとき。

2 前項の規定による利用の承認の取消し、変更又は利用の停止により生じた損害については、指定管理者はその責めを負わない。

(利用料金)

第10条 利用承認者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 前項の利用料金は、指定管理者が別表に定める金額を超えない範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て定める。
- 3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めたときは、直ちにこれを公表するとともに、利用者に周知しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、教育委員会の定める基準に従い、その利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、教育委員会の定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(利用権譲渡等の禁止)

第13条 利用承認者は、利用の承認を受けた目的以外に図書館を利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第14条 図書館を利用する者は、図書館の利用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により利用の承認を取り消されたときは、その利用した施設、付属設備等を、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第15条 図書館を利用する者は、故意又は過失により法第3条第1項に規定する図書館資料又は図書館の施設、附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(図書館協議会の設置)

第16条 法第14条の規定により、御殿場市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員10人以内で組織する。

3 協議会の委員は、学校教育及び社会教育に関係する者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(複写の手数料)

第17条 著作権法（昭和45年法律第48号）第31条第1項第1号に規定する図書館資料の複写に係る手数料は、御殿場市手数料条例（昭和58年御殿場市条例第39号）の規定にかかわらず、無料とする。

2 前項の規定により、図書館資料を複写したものの提供を受ける者は、当該複写に要する費用を負担しなければならない。

(教育委員会による管理)

第18条 第4条の規定による指定管理者の指定を行わないとき、又は御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年御殿場市条例第14号）第14条の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、教育委員会が図書館の管理を行う。この場合において、この条例中指定管理者に関する規定は、教育委員会に関する規定として教育委員会に適用があるものとする。

2 前項の場合における利用料金の取扱い等については、教育委員会は、これを使用料として取り扱うものとする。

3 前2項の管理の業務及び使用料については、教育委員会はその自ら管理する業務の範囲及び期間並びに使用料の額を別に定める方法により周知しなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年9月9日条例第18号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第8条、第10条関係）

(一部改正〔令和6年条例18号〕)

利用の承認を必要とする施設及び利用料金上限額

施設区分	時間区分	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
御殿場市立図書館 多目的会議室1		700円	1,000円	1,500円	3,000円
御殿場市立図書館 多目的会議室2		700円	1,000円	1,500円	3,000円
御殿場市立図書館 多目的会議室3		700円	1,000円	1,500円	3,000円
御殿場市立図書館 グループ学習室1		300円	400円	600円	1,000円
御殿場市立図書館 グループ学習室2		300円	400円	600円	1,000円

備考

- 1 入場料の類を徴収する場合又は営利を目的として利用する場合は、利用料金の200%相当額とする。
- 2 「入場料の類」とは、入場料、会費、賛助金、寄付金その他入場する者から利用者が徴収する金銭等をいう。
- 3 管理上支障がない場合は、利用時間の延長を承認する。ただし、利用時間を超えた時の利用料金は1時間（1時間に満たない場合も1時間とする。）につき時間区分の1時間相当額とする。
- 4 市民以外の者（市内の事業所等に勤務する者を除く。）が利用する場合の利用料金は、当該利用料金（1及び3の加算する額を含む。）の150%相当額とする。
- 5 準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。
- 6 特殊電気設備を設置したときの電気料等は、実費として徴収する。

7 利用料金は、附帯する備品の利用を含むものとする。

○御殿場市立図書館条例施行規則

令和 4 年 6 月 23 日

教育委員会規則第 4 号

改正 令和 6 年 9 月 27 日教委規則第 5 号

御殿場市立図書館条例施行規則（昭和 56 年御殿場市教育委員会規則第 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、御殿場市立図書館条例（令和 4 年御殿場市条例第 22 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

（利用者の遵守事項）

第 2 条 御殿場市立図書館（条例第 3 条第 2 項に規定する分室を含む。以下「図書館」という。）を利用する者は、条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用時間を守ること。
- (2) 所定の場所以外には出入りしないこと。
- (3) 所定の場所以外で図書館資料（以下「図書」という。）を閲覧しないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (5) 教育委員会の承認なしに、物品等の販売行為をしないこと。
- (6) その他地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）の指示に従うこと。

（利用カード）

第 3 条 図書の館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ御殿場市立図書館利用登録申込書（様式第 1 号）を指定管理者に提出し、御殿場市立図書館利用カード（以下「利用カード」という。）（様式第 2 号）の交付を受けなければならない。

2 利用カードの交付を受けられる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に通勤又は通学している者
- (3) 市内に所在する事業所及び社会教育関係団体等（以下「団体等」という。）の代表者
- (4) 広域的な図書館活動を行うために必要があると認められた者
- (5) その他教育委員会が特に認められた者

3 第 1 項の規定により提出された申込書の内容に変更を生じた者は、御殿場市立図書館

利用登録申込書（様式第1号）により変更事項の届出を、利用カードを紛失した者は、御殿場市立図書館利用カード紛失届（様式第3号）を速やかに指定管理者に届け出なければならない。この場合において、利用カードの再交付を受けようとするときは、第1項の規定により交付を受けるものとする。

- 4 利用カードの交付を受けた者（以下「登録者」という。）以外の者によって利用カードが使用され図書館に損害を与えた場合、その責めは登録者に帰するものとする。

（館外貸出し）

第4条 登録者が図書の館外貸出しを受けようとするときは、利用カードを指定管理者に提出しなければならない。ただし、自動貸出機を利用する場合は、この限りでない。

- 2 図書の貸出冊数は、1人10冊以内（団体等にあつては、100冊以内とする。）とし、貸出期間は15日（団体等にあつては1か月）以内とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、その冊数及び期間を別に指定することができる。

（一部改正〔令和6年教委規則5号〕）

（利用カード以外を利用した貸出手続）

第4条の2 前条第1項の規定にかかわらず、図書の館外貸出しを受けようとする者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード又は情報通信機器に表示される利用カード情報を提示することで、図書の館外貸出しを受けることができる。

- 2 前項の規定による図書の館外貸出しのために必要な手続は、別に定める。

（追加〔令和6年教委規則5号〕）

（電子図書館サービス）

第4条の3 図書館は、インターネット（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を通じて利用が可能な図書と同等の内容を有する電磁的記録（以下「電子書籍」という。）を閲覧に供するサービス（以下「電子図書館サービス」という。）を行うことができる。

- 2 電子図書館サービスを利用できる者は、第3条第2項第1号及び第2号に該当する登録者とする。ただし、指定管理者が必要と認める者については、この限りでない。

- 3 電子図書館サービスによる電子書籍の貸出点数は、1人3点以内とし、貸出期間は15日以内とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、その点数及び期間を別に指定することができる。

- 4 前2項に定めるもののほか、電子図書館サービスの利用に関し必要な事項は、別に定める。

（追加〔令和6年教委規則5号〕）

(移動図書館)

第5条 図書館は、地域を巡回して、移動図書館車による図書の貸出しを行う。

2 移動図書館の巡回場所及び巡回日時は、別に定める。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、巡回場所若しくは巡回日時を変更し、又は臨時に巡回を中止することができる。

3 移動図書館を利用しようとする者は、第3条から第4条の2までの規定に基づき利用しなければならない。

(一部改正〔令和6年教委規則5号〕)

(貸出しの停止)

第6条 図書を貸出期間内に返納しなかった者に対し、指定管理者は、状況により一定期間図書の貸出しを停止することができる。

(貸出しの制限)

第7条 次に掲げる図書は貸出しをしない。ただし、特別の事由により教育委員会の許可を得た図書は、この限りでない。

- (1) 貴重図書、地方行政資料及び郷土資料
- (2) 辞書、事典及び年鑑
- (3) 法令集、官公報及び新聞
- (4) その他教育委員会が指定した図書

2 前項ただし書の規定により館外貸出しの許可を受けようとする者は、御殿場市立図書館資料特別貸出申請書(様式第4号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用承認等の申請)

第8条 条例第8条の規定により図書館の施設利用の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、御殿場市立図書館利用承認申請書(様式第5号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用の前日3日から利用の日の属する月前6月以内の期間に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

3 指定管理者が必要と認めるときは、申請者は、第1項の申請書に利用計画書等を添えなければならない。

(承認書の交付等)

第9条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請を承認したときは、御殿場市立図書館利用承認書(様式第6号)を当該申請者に交付する。

2 利用の承認は、申請の順位により行う。ただし、申請が同時に行われたときは、抽選により決定する。

(利用等の取消し及び変更)

第10条 前条の規定により利用の承認を受けた者が、その利用を取り消し、又は変更しようとするときは、利用の前日7日までに御殿場市立図書館利用変更(取消し)申請書(様式第7号)に前条第1項の承認書を添えて、指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請を承認したときは、御殿場市立図書館利用変更(取消し)承認書(様式第8号)を当該申請者に交付する。

(利用料金の減免)

第11条 条例第11条の教育委員会の定める基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 市が主催して利用するとき 免除

(2) 市内の小・中・高等学校又は特別支援学校に在学している児童又は生徒の教育を目的として利用するとき 免除

(3) 市内の保育所、認定こども園、又は幼稚園に在園している園児の保育又は教育を目的として利用するとき 免除

(4) 市内の生涯学習に関する公共的団体が主催して利用するとき 100分の50を減額

(5) その他教育委員会が特に必要があると認めたとき 免除又は100分の50を減額

2 前項の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、第8条第1項の申請書に御殿場市立図書館利用料金減免申請書(様式第9号)を添えて指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、御殿場市立図書館利用料金減免承認書(様式第10号)を当該申請者に交付する。

(利用料金の還付)

第12条 条例第12条ただし書の教育委員会の定める基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 利用の承認を受けた者の責めによらない理由により利用できなくなったとき 全額還付

(2) 利用の前日7日までに、利用承認の取消しを願い出たとき 100分の50還付

(3) その他教育委員会が特に必要があると認めたとき 全額還付又は100分の50還付

2 利用料金の還付を受けようとする者は、御殿場市立図書館利用料金還付申請書(様式第11号)に、利用料金を納付したことを証する書類を添えて、指定管理者に申請しな

なければならない。

- 3 指定管理者は、前項の申請を承認したときは、御殿場市立図書館利用料金還付書（様式第12号）を当該申請した者に交付する。

（図書の複写）

- 第13条 図書を複写しようとする者は、御殿場市立図書館資料複写申込書（様式第13号）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 複写は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条の規定により行うものとし、著作権法が定める責任は、図書を複写しようとする者が負う。

（図書の寄贈）

- 第14条 図書館に図書を寄贈しようとする者は、その図書に御殿場市立図書館図書寄贈申込書（様式第14号）を添えて教育委員会に申し出るものとする。

- 2 前項の規定により、図書の寄贈を受けた場合は、他の図書と同様の取扱いをすることができる。

（図書館協議会）

- 第15条 御殿場市立図書館協議会（以下「協議会」という。）に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 5 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 6 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 協議会の庶務は、図書館業務主管課が処理する。

（教育委員会による管理）

- 第16条 条例第18条の規定により、教育委員会が図書館の管理を行う場合は、この規則中指定管理者に関する規定は、教育委員会に関する規定として教育委員会に適用があるものとする。

- 2 前項の場合における利用料金の取扱い等については、教育委員会は、これを使用料として取り扱うものとする。

（補則）

- 第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の御殿場市立図書館条例施行規則の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の相当様式により提出された文書とみなす。

附 則（令和 6 年 9 月 2 7 日教委規則第 5 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の御殿場市立図書館条例施行規則第 3 条の規定により交付された利用カードは、改正後の御殿場市立図書館条例施行規則第 3 条の規定により交付された利用カードとみなす。

(準備行為)

- 3 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

様式第1号（第3条関係）

登録事由	新規	再発行	変更
------	----	-----	----

御殿場市立図書館利用登録申込書

様

利用者コード								申込日	年	月	日	
ふりがな								※保護者氏名(18歳未満の方のみ)				
氏名												
生年月日	年 月 日							性別				
電話番号	自宅 () -				携帯 () -							
住所	〒 -											
学校名								確認欄				
勤務先	電話 () -											
備考												
確認	運転免許証 個人番号カード 健康保険証 住民票 学生証 生徒手帳 名札 勤務先証明 その他 ()											

様式第2号（第3条関係）



御殿場市立図書館

利用カード

なまえ

様式第3号（第3条関係）

御殿場市立図書館利用カード紛失届

様

利用コード								
届出年月日	年 月 日							
氏 名								
生年月日	年 月 日							
住 所	〒 -							
	電話 () -							
理 由	1 紛失 2 盗難 3 その他 ()							
受付場所								
残 本	年 月 日 現在 冊							
処 理	コメント 入力済				無効区分 入力済			
※再発行利用コード								

様式第4号（第7条関係）

御殿場市立図書館資料特別貸出申請書

年 月 日

様

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

次の資料の貸出しの許可をお願いいたします。（利用カード番号 _____）

1 資料名及び冊数

資 料 名	冊 数	備 考

2 理由（ _____ ）

他の図書館よりの協力貸出・相互貸借資料の貸出（ _____ 図書館）

3 貸出期間

自 _____ 年 月 日から

至 _____ 年 月 日まで

様式第5号（第8条関係）

御殿場市立図書館利用承認申請書

受付第 _____ 号 年 月 日
様
御殿場市立図書館の利用を申請します。

申請者	住所		主催・共催・その他（ ）
	名称		電話（ ） —
	氏名		
利用責任者	住所		電話（ ） —
	氏名		
利用施設			
利用目的			
利用日時	①	年 月 日（ 曜日）から 年 月 日（ 曜日）まで	午前・午後・夜間・全日
	②	年 月 日（ 曜日）から 年 月 日（ 曜日）まで	午前・午後・夜間・全日
入場予定人数	人		入場料徴収の有無 有 ・ 無

利用料金	利用時間	午前	午後	夜間	全日
	施設区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
		円	円	円	円
		円	円	円	円

上記基本利用料金の額	加算 ・ 減額 ・ 免除	利用料金（計）
円	加算 % ・ 減額 % ・ 免除	円
承認条件	御殿場市立図書館条例、同施行規則及び施設利用上の心得を守ってください。	

御殿場市立図書館利用承認書

様	第 号 年 月 日 印
御殿場市立図書館の利用を承認します。	

申請者	住所		主催・共催・その他（ ）
	名称		電話（ ） —
	氏名		
利用責任者	住所		電話（ ） —
	氏名		
利用施設			
利用目的			
利用日時	①	年 月 日（ 曜日）から 年 月 日（ 曜日）まで	午前・午後・夜間・全日
	②	年 月 日（ 曜日）から 年 月 日（ 曜日）まで	午前・午後・夜間・全日
入場予定人数	人		入場料徴収の有無 有 ・ 無

利用料金	利用時間	午前	午後	夜間	全日
	施設区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
		円	円	円	円
		円	円	円	円

上記基本利用料金の額	加算 ・ 減額 ・ 免除	利用料金（計）
円	加算 % ・ 減額 % ・ 免除	円
承認条件 御殿場市立図書館条例、同施行規則及び施設利用上の心得を守ってください。		

様式第7号（第10条関係）

御殿場市立図書館利用変更（取消し）申請書

様	受付第 _____ 号 年 月 日
申請者 住 所 名 称 氏 名 電 話	
御殿場市立図書館の利用の変更（取消し）を申請します。	

区 分	変 更 ・ 取 消 し		
理 由			
変 更 前 承 認 内 容	承認年月日及び番号		
	利 用 施 設		
	利用料金（既納分）	円	

【変更後の内容】

利用目的			
利用日時	① 年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）まで	午前・午後・夜間・全日	
	② 年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）まで	午前・午後・夜間・全日	
入場予定人数	人	入場料徴収の有無	有 ・ 無

利 用 料 金	利用時間	午前	午後	夜間	全日
	施設区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
		円	円	円	円
		円	円	円	円

上記基本利用料金の額	加算 ・ 減額 ・ 免除	利用料金（計）
円	加算 % ・ 減額 % ・ 免除	円

承認条件 御殿場市立図書館条例、同施行規則及び施設利用上の心得を守ってください。

様式第8号（第10条関係）

御殿場市立図書館利用変更（取消し）承認書

様	第 号 年 月 日 印
---	-----------------------

御殿場市立図書館の利用の変更（取消し）を承認します。

区 分	変 更 ・ 取 消 し		
理 由			
変 更 前 承 認 内 容	承認年月日及び番号		
	利 用 施 設		
	利用料金（既納分）	円	

【変更後の内容】

利用目的			
利用日時	① 年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）まで	午前・午後・夜間・全日	
	② 年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）まで	午前・午後・夜間・全日	
入場予定人数	人	入場料徴収の有無	有 ・ 無

利 用 料 金	利用時間	午前	午後	夜間	全日
	施設区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
		円	円	円	円
		円	円	円	円

上記基本利用料金の額	加算 ・ 減額 ・ 免除	利用料金（計）
円	加算 % ・ 減額 % ・ 免除	円

承認条件	御殿場市立図書館条例、同施行規則及び施設利用上の心得を守ってください。
------	-------------------------------------

様式第9号（第11条関係）

御殿場市立図書館利用料金減免申請書

受付第 号	
年 月 日	
様	
申請者 住 所	
名 称	
氏 名	
電 話	
御殿場市立図書館の利用料金の減免を次のとおり申請します。	
利用日時	年 月 日（曜日）から 午前・午後・夜間・全日 年 月 日（曜日）まで
利用施設	
利用料金	円
決定理由	
決定内容	<input type="checkbox"/> 免除する <input type="checkbox"/> 100分の50を減額する

様式第10号（第11条関係）

御殿場市立図書館利用料金減免承認書

第 号 年 月 日	
様	
印	
御殿場市立図書館の利用料金の減免を次のとおり承認します。	
利用日時	年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）まで 午前・午後・夜間・全日
利用施設	
利用料金	円
決定理由	
決定内容	<input type="checkbox"/> 免除する <input type="checkbox"/> 100分の50を減額する

様式第 1 1 号 (第 1 2 条関係)

御殿場市立図書館利用料金還付申請書

受付第 号	
年 月 日	
様	
申請者 住 所	
名 称	
氏 名	
電 話	
御殿場市立図書館の利用料金の還付を次のとおり申請します。	
承認番号	年 月 日 第 号
利用日時	年 月 日 (曜日) から 年 月 日 (曜日) まで 午前・午後・夜間・全日
利用施設	
理 由	
既納利用料金	円
還 付 金	円

様式第12号（第12条関係）

御殿場市立図書館利用料金還付書

第 号 年 月 日
様
印

御殿場市立図書館の利用料金を次のとおり還付します。

承認番号	年 月 日 第 号
利用日時	年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）まで 午前・午後・夜間・全日
利用施設	
理由	
既納利用料金	円
還付金	円

様式第13号（第13条関係）

御殿場市立図書館資料複写申込書

年 月 日

様

住所			氏名		
資料名	複写部分（ページ）	複写区分	枚数		
		単色・多色	枚		
		単色・多色	枚		
		単色・多色	枚		
		単色・多色	枚		
有料	無料（ ）	複写代金	円		

- ※注意
- 1 複写は、当図書館の図書館資料で、調査研究の目的に限ります。
 - 2 複写は、図書館資料の一部を一人につき1枚に限ります。
 - 3 著作権法の規定により、複写できない場合があります。
 - 4 資料を傷めない程度の複写に限ります。

様式第14号（第14条関係）

御殿場市立図書館図書寄贈申込書

年 月 日

御殿場市教育委員会 様

寄贈者	住所			
	氏名			
書名		冊数		
		台帳 記入		礼状 発送

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

（一部改正〔令和6年教委規則5号〕）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第8条関係）

（一部改正〔令和6年教委規則5号〕）

様式第6号（第9条関係）

（一部改正〔令和6年教委規則5号〕）

様式第7号（第10条関係）

（一部改正〔令和6年教委規則5号〕）

様式第8号（第10条関係）

（一部改正〔令和6年教委規則5号〕）

様式第9号（第11条関係）

（一部改正〔令和6年教委規則5号〕）

様式第10号（第11条関係）

（一部改正〔令和6年教委規則5号〕）

様式第11号（第12条関係）

（一部改正〔令和6年教委規則5号〕）

様式第12号（第12条関係）

（一部改正〔令和6年教委規則5号〕）

様式第13号（第13条関係）

様式第14号（第14条関係）